

「外国人留学生と日本人学生によるシェアハウスプログラム」調査委託仕様書

1 目的

留学生30万人計画の実現に向けては、外国人留学生向けの低廉で安心して利用できる住居の確保が重要であり、シェアハウスは、その重要な手法の一つと位置付けられる。

とりわけ、外国人留学生と日本人学生の混住型シェアハウスは、外国人留学生が日本社会に容易に馴染むことのできる場として、かつ、日本人学生の国際感覚の涵養の点からも、住居費の低廉化以上の我が国の高等教育環境の国際化に関する政策的効果をもたらすことが期待できる。

しかしながら、当県の、とりわけ住居供給の根幹をなす民間セクタにおいては、混住型シェアハウスの供給はいまだ稀少であり、混住型シェアハウスの普及啓発もかねて、こうした住居モデル供給に向けた課題、問題点、解決方策を明らかにして、民間による混住型シェアハウスの供給拡大を図ることを目的に、当調査事業を実施するものである。

2 委託者

(公財) ひろしま国際センター (以下「センター」という。)

※文部科学省受託「住環境・就職支援等留学生の受入れ環境充実事業」の一として実施。

3 受託事業者

次のすべての条件を満たすことができる事業者を一般公募により募集し、条件に適合する者に委託する。

- (1) シェアハウスにふさわしい物件の確保・提供を行うこと。
- (2) モニター混住者の募集を行い、モニター混住者と物件所有者の賃貸借契約により、モニター混住者を該当物件に居住させること。

モニター契約期間内における賃料（家賃及び共益費等を含む総額）が居住者一人当たり月額26,000円を超えないものとする。

- (3) 混住型シェアハウスの提供（供給）側のこれら物件供給に向けての課題・問題点や解決方策、物件の借り手である外国人・日本人留学生側のシェアハウス居住の問題や解決方策に関する物件所有者等（いわゆる大家）やモニター居住者に対するアンケート調査等の実施、混住者の交流を促す仕組みや入居ルール等シェアハウス混住を適切に運用拡大していくための仕組みの検討、交流事業への案内等を行い、上記調査結果及びこの結果等を踏まえた混住型シェアハウスの拡大に向けた提案を行うこと。
- (4) 委託期間終了後、混住型シェアハウス物件の取組を継続して行うこと。

4 委託期間

最長6か月間とするが、上記3の提案等を深化させるために必要と認められる場合は、センターと協議のうえ、委託期間を延長する。

5 委託業務内容

上記3(1)ないし(3)に掲げる業務とする。

また、当該業務を実施し、その報告をセンターに行うことを当該年度の本事業契約の請負内容とする。

なお、(3)の事業報告には、次の項目が含まれるものとする。

- ① 物件等所有者（いわゆる大家）に対する混住型シェアハウスの提供（供給）に向けての課題・問題点や解決方策に係る調査の結果
- ② 外国人・日本人留学生に対する学生（借り手）側のシェアハウス居住の問題や解決方策に係る調査の結果（シェアハウスに居住する際の問題、居住中の問題及びそれに対する解決方策）
- ③ 混住者の交流を促す仕組みや入居ルール等、シェアハウス混住を適切に運用拡大していくための仕組みに関する提案

6 翌年度以降の業務について

本事業は、文部科学省「住環境・就職支援等留学生の受入れ環境充実事業」の一として実施するものであり、契約は、原則として単年度契約となるが、本事業が翌年度においても「住環境・就職支援等留学生の受入れ環境充実事業」の内容として文部科学省の計画承認を受けることができた場合は、受託者の意思及び当該年度の業務実績を踏まえ、同一事業者に委託を行う。

委託期間終了後は、シェアハウス供給の本格化につなげることを、センターは意図している。

7 委託料

物件当たり月額 20,000 円以内（税込）とする。

なお、委託料の支払いにおける対象期間は、実際にモニター入居者が得られた場合で、外国人留学生と日本人学生の混住期間とする。（日本人学生の入居予定がない場合は、センターとの協議による。）

また、委託料の支払いは、各年度の事業終了後とする。本委託料は、前記5の報告の対価であり、物件の改修等の資産形成行為及び家賃の補てん等の経費に充当されることを、センターは予定しない。

8 実施地域（物件の所在地）

留学生が在籍する学校周辺 計4件以内